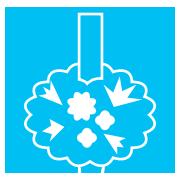


## 寄附禁止のルールを守りましょう

～『贈らない』『求めない』『受け取らない』～

- 政治家(現に公職にある者、候補者、立候補予定者)が選挙区内の人などに寄附を行うことは一切禁止されています。
- 第三者が政治家を名義人として、選挙区内の人などに寄附を行うことも禁止されています。
- 政治家の後援団体(後援会など)が行う寄附も政治家の寄附同様に禁止されています。



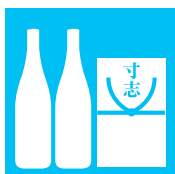
葬式の花輪、供花



落成式、開店祝の花輪



町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差し入れ



地域の行事(祭りやスポーツ大会など)への飲食物の差し入れ



代理が出席する場合の葬式の香典



代理が出席する場合の結婚祝

※「公職選挙法」より

## なぜ非常勤職員に退職手当を支給することになったのか



町田 むねひろ 議員

**Q** 平成18年度から非常勤職員に対して退職手当を支給することになった理由とその経緯について聞こう。

**A** 町長 本年2月20日、非常勤職員9人に対して再任用しないことを伝えたところ、その後9人は群馬県自治体一般労働組合に加盟し、組合側から2月27日に嘱託保育士解雇

に関わる諸要求および団体交渉の申し入れをしてきた。その内容は、解雇は労働基準法第18条の2に抵触する客観的合理性を欠く行為であるから撤回すること。9人は群馬県市町村総合事務組合退職手当支給条例の規定する労働条件で勤務している職員であるので、退職手当を支給すること。の2点である。退職手当については退職手当支給条例第3条第3項に該当すると認められるので、5年

間さかのぼることとし、現在手続きを進めている。

**Q** このような事態になる前に、話し合いで解決できなかったのか。

**A** 町長 非常勤職員については、いつでも退職させることができると安易に考えていた。町として新しい対応をしていきたい。

**Q** 5年間さかのぼって退職金を支払うというが、それ以前に勤務していた人が申し出た時はどう

するのか。

**A** 町長 今の段階では考えていない。

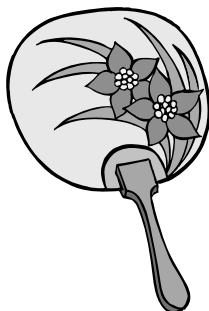
**Q** 今後非常勤職員が、契約期限がきても退職したくないと言いつつ、どう対応するのか。

**A** 総務課長 「玉村町一般職の臨時的任用職員等の勤務条件に関する規則」に基づいて、個人個人の意見を聞きながら対応していきたい。

非常勤職員とは

雇用期間を1年以内として採用される者で、一般職の職員の1週間の勤務時間に比し相当程度短い勤務時間を勤務する職員を言う。

(玉村町一般職の臨時的任用職員等の勤務条件に関する規則 第2条第2項による)



## 阿佐美武議員の逝去を悼む



阿佐美武議員(68才)は、病氣療養中のところ、去る5月16日逝去されました。阿佐美議員は、平成17年10月に町議会議員に初当選し、8カ月間議員として町のために尽力されました。

その間、総務常任委員会、議会広報特別委員会、行財政改革特別委員会の各委員を務め、議会活動はもちろん、町行政の発展に活躍し、さらなる躍進が期待されていました。ここに心からご冥福をお祈り申し上げます。